

本日、議員の皆様にご参集いただき、令和2年度滋賀県議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明申し上げます。

その前に、まず「新型コロナウイルス感染症への対応」について申し上げます。

まず、はじめに、この未知かつ未経験、未曾有の非常事態に臨み、挑むにあたり、多重の不安や不自由が覆いかぶさる中、県民の皆さまはじめ、県議会議員各位の皆さまには多大の御協力、また御尽力をいただき、その上で様々な御厚志を賜っております。深く感謝いたします。

状況でございますが、本県において、3月5日に初めて感染された患者が確認されて以来、その数は増加を続けており、現時点で累計94名に達しました。その内訳といたしましては、入院が51名、入院予定が3名、宿泊療養が10名、退院された方が29名、残念ながらお亡くなりになられた方が1名となっております。

速報でございますが、今朝判明した検査結果で2名の陽性が新たに判明したという報告を受け、現在調査中でございます。

現在、感染症指定医療機関における感染症病床に加え、県立総合病院や彦根市民病院をはじめとして一般病床の確保を行うとともに、無症状者・軽症者に対しては宿泊療養施設での療養といった対応も実施しております。

これまでに、病床については104床を、宿泊療養施設は62室を確保しているところですが、ピーク時に必要と想定される2,000床の病床と700室の宿泊療養施設の確保を目指して、調整を続けているところです。

4月21日には、国の緊急事態宣言の区域が全国に拡大されたことを受け、「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」を決定いたし、

県民の皆さんに対して、外出自粛の要請、イベントの開催自粛の要請、施設の使用制限の要請を行ったところです。

また、大型連休を控え、人の往来が活発になる可能性がありますことから、4月24日から琵琶湖岸などの県営都市公園や自然公園の駐車場を閉鎖させていただきました。今後、SNSやテレビCMなど、あらゆる媒体を使って、帰省やレジャーによる府県間の移動の自粛を促してまいります。

さらに、4月27日の「対策本部」におきまして、「滋賀県 新型コロナウイルス感染症 総合対策（案）」を策定したところでございます。

関連する補正予算案等の御議決を経て、諸施策を実施してまいります。眼前の危機を一日でも早く突破し、県民の皆様への命と健康、生活を守り抜くため、みんなの心を一つにし、また、「利他の心」をもって、総合対策に取り組み、真の「健康しが」を作り、守ることに取り組んでまいります。

以下、主な取り組みについてご説明申し上げます。

対策に取り組むにあたっては、まず、はじめに、「今こそお互いを尊重し、助け合」うことが重要であるということを強く呼びかけております。

現在、感染された方や医療従事者、その家族等に対して、誤解や偏見に基づく誹謗・中傷・心無い攻撃などがインターネットやSNS上で発生しております。

たとえ、どのような状況にあっても、このような行為は断じて許されるものではありません。

また、障害のある方、この状況下でより困窮の状況に追いやられている方々に対する支援を充実させなければなりません。

今こそ、県民一人ひとりが、お互いを尊重し、助け合えるよう、より一層の啓発と施策づくりに取り組んで参ります。

次に、「徹底した感染拡大防止対策」でございます。

先日来、接触機会の8割程度の低減のため、本県独自の措置といたしまして「滋賀5分の1ルール」を提唱しております。一人ひとりがご自分と、大切な人を守るため、県民や事業者を始め、本県で暮らす、働くみんなで行動を変えていこうということと呼びかけているところです。

接触機会の低減はまだまだ十分とは言えない状況でございます。「滋賀5分の1ルール」の徹底的な実践に加えて、県立学校について5月31日まで臨時休業を延長するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業等の要請、イベントの開催自粛により、また、休業要請に御協力いただける中小企業・小規模事業者等への「(仮称)新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」を交付することにより、より一層の接触機会の低減を図ってまいります。

併せまして、介護施設等のマスク等の衛生用品の確保支援、つながりを保ちながらも人と人との距離を確保することや行政手続きの期限延長、広報・情報共有の充実強化などにも取り組んでまいります。

次に、「医療提供体制の充実・強化」でございます。

医療崩壊を防ぎ、限られた医療資源の中での医療体制を維持するため、既に運用を始めております「滋賀県COVID-19災害コントロールセンター」による患者の受入と搬送の調整の一元化と、必要な病床および無症状者・軽症者の宿泊療養施設の確保を行うとともに、必要な医療機器の整備などを行ってまいります。

また、医療従事者が家族の感染リスクを避けるために宿泊施設を利用するなど、安心して従事できる勤務環境の構築への支援を行うことといたします。

なお、こういった医療従事者の方々を支えることを目的として、「滋賀県

がんばる医療応援寄附」を創設し、4月24日から受付を開始したところです。

最後に、「経済・雇用・生活支援対策」でございます。

緊急経済対策といたしましては、制度融資において一千億円規模の貸付枠の確保、保証料負担の軽減に加え、5月から新たに設定する新型コロナウイルス感染症対応資金における借入当初3年間の利子補給など、中小企業等の資金繰り支援を大幅に拡充するとともに、雇用の維持と確保に向けた取組や経営力強化に向けた取組を支援してまいります。

生活支援対策といたしましては、休業等により収入が減少した世帯を対象とした生活資金等の貸付や、解雇等により住居の退去を余儀なくされた方への県営住宅での一時的な受け入れ、学校給食の休止に伴い不要となった未利用食品の福祉施設等への無償配分の取組への支援などを実施してまいります。

また、「反転攻勢」に向けた取組支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスとの闘いは総力戦です。また、長期化する恐れも指摘されています。

そのため、県では業務執行体制を見直し、不急の業務を縮小・休止した上で、新型コロナウイルス感染症対策業務に人員を再配置しているところであり、今後とも、本県を取り巻く状況を注視し、市町や他府県、国、民間団体等とも連携しつつ、その変化に応じて、臨機応変な対応をとってまいりたいと考えております。

次に、この他の主な事項について申し上げます。

まず、「近江鉄道線の全線存続」の決定についてであります。

3月25日に開催されました「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会」におきまして、「近江鉄道線の全線存続」が全会一致で合意されました。

このことは、県東部地域の公共交通の未来にとって非常に重要な決定であったと考えております。

今後、まずはどのように「全線存続」していくのか、行政、住民、企業、関係団体等が存続のためにどのような役割を果たすのか、しっかり議論した上で、存続形態や費用負担について、協議会において合意を図ってまいります。

次に、彦根城の世界遺産登録についてであります。

彦根城の世界遺産登録について、3月31日付で推薦書原案を文化庁に提出いたしました。これは、平成4年の暫定一覧への記載以降、初めてのことであり、これをもって、世界遺産登録へのスタートラインに立てたと、身の引き締まる思いです。

今後とも、彦根市や県民の皆様とともに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

今一つ、「人口減少を見据えた未来へと続く滋賀総合戦略」について申し上げます。

昨年全国の出生数が初めて90万人を割り込む中、子ども・若者をはじめ県民一人ひとりの希望にしっかりと寄り添い、それらを叶えられる滋賀県をつくっていくため、第2弾となります「人口減少を見据えた未来へと続く滋賀総合戦略」を策定し、今年度から取組をスタートさせました。

昨年10月時点での人口推計では、本県は全国で唯一減少から増加に転じ

たところであり、今後、要因分析を行い、施策に生かしてまいりたいと考えております。

人口減少は、日々の生活において実感できなくても、暮らしや地域経済をはじめ、社会の様々な面に影響を与えると考えられます。その影響を極力抑えつつ、今後とも目指すべき将来の姿に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、上程議案についてご説明申し上げます。

本日提出しました案件は、予算案件が3件、条例案件が1件、その他の案件が1件、人事案件が1件の計6件でございます。

議第91号および議第95号は、一般会計の補正予算案でございます。先ほど申し上げました、新型コロナウイルス感染症に対する対策実施に必要な経費について計上するものであり、合計で、歳入歳出予算を143億6,458万5千円増額し、最終的な補正後の額を5,852億5,081万3千円とするとともに、債務負担行為について所要の補正を行おうとするものでございます。

議第92号は、病院事業会計の補正予算案でございます。一般会計と同様に、新型コロナウイルス感染症に対する対応のため、空床確保や医療機器等の整備に係る所要の補正を行おうとするものでございます。

議第93号は、条例案件でございます。滋賀県税条例について、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行おうとするものです。

議第94号は、その他の案件でございます。専決処分について承認を求めようとするものであり、地方税法の一部改正に伴い、滋賀県税条例につ

いて所要の措置を講じたものでございます。

最後に、議第 96 号は、滋賀県監査委員に

有村 國俊さんを選任することについて、同意を求めようとするものでございます。

さて、最後になりましたが、本日、議長改選で退任されました生田前議長ならびに細江前副議長に、一言御礼申し上げます。

様々な行政課題が山積する中、その手腕を遺憾なく発揮され、本県の議会運営に大変なご尽力いただきましたことに、執行部を代表して、御礼と感謝を申し上げます。

また、新しく御就任なさいました細江議長ならびに富田副議長におかれましては、御就任、誠におめでとうございます。特に、細江議長におかれましては、副議長に続く重責を担われることとなります。

新型コロナウイルスの感染拡大という非常に危機的な状況の中、難しく重要な職責を担っていただくこととなりますが、県議会における活発かつ真摯な御議論を通じ、県民の皆様のご負託に応え、ますますご活躍くださいますようご祈念いたしますとともに、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。